



叙勲・お元気なうちに



瑞宝双光章

本会の会員が逝去された場合は、規約として弔意を表すことになっております。しかしご葬儀形態の多様化、独居、移転等の影響で、退職小学校長会が訃報を入手するまでに、かなりの期間が空いてしまう事例が出ております。「死亡叙勲」申請は、**ご逝去日から7日以内**です。お元気なうちに、是非下記のことをしておいて頂きますようお願いいたします。

連絡先の確認を

- ① 訃報のご連絡は、**お住まいの地域の「地区幹事」と最終校、または本会会長か役員に連絡をするように、ご家族にお話ししておいて下さい。**
- ② **会員名簿等**を、ご家族が参照できるようにご家庭の皆さんが分かるところに準備しておいて下さい。
- ③ ご家族に「**死亡叙勲**」という制度があるということとそれを「**受けるか、受けないか**」もご家族に伝えておいて下さい。受けない場合にはその旨を文書にまとめ、署名のうえ最終校に送っておいて下さい。

死亡叙勲について

退職校長の死亡叙勲は「瑞宝双光章」に相当します。申請は、最終校から、逝去された日より**7日以内**という規定があり、それ以後は対象外となります。**叙勲を希望される方は、最終勤務校にご自分の「功績調書」の有無を確認して下さい。**

最終勤務校が廃校、統合されたときには統合先の学校に保管されます。校務引継の際に紛失し、統合先の学校が、ご本人に聞き取りの上、再作成という例もありました。有無の確認は、重要です。

死亡叙勲を希望され、功績調書を残されていない方は作成の上、最終校に届けて下さい。叙勲申請の手順は、次の通りです。

- ① 訃報の知らせを担当副会長が受け取る。
- ② 逝去された会員の最終校に連絡する。
- ③ 最終校では
 - イ) 叙勲の意向をご遺族に確認する。
 - ロ) 希望するときは教育委員会に申し出、申請書を受け取る。
- ハ) 申請書に必要事項を記入し、亡くなってから7日以内(土・日曜日、祝祭日を含む)に提出する。

叙勲を希望されない方は、その旨を最終校に「辞退届」として残して下さい。

「辞退する」という文面を作成し、本人とご家族の署名を書面に残しておいて下さい。

業績書(功績書)の記入は、以下の項目が一般的です。

功 績 調 書

元横浜市立〇〇小学校長 〇〇 〇〇〇

昭和〇〇年〇月〇〇日生(〇〇歳)

1 経歴の概要

* 最終学歴(昭和〇〇年 3月〇〇大学教育学部卒)・職歴(初任から退職まで)

2 性行・徳望

* 人柄・性格・教育に対する信念等(教員、管理職として)

3 功績事項

(1) 教諭としての功績(学級経営・教科研究・校務分掌等)

(2) 副校長としての功績(校長補佐・教職員指導・地域交流等)

(3) 校長としての功績

○ 学校経営 ○ 在任学校における教育環境の改善

○ 校長会、研究会での活躍 ○ 地域・PTA等との連携等

4 関係団体歴

自平成〇年 4月 1日 横浜市立小学校〇〇研究会〇〇

至平成〇年 3月 31日

自平成〇年 4月 1日 財団法人横浜市〇〇会〇〇

至平成〇年 3月 31日 等

5 その他の経歴

自平成〇年 4月 1日 株式会社〇〇勤務

至平成〇年 3月 31日 等

6 栄誉に関する事項

昭和〇〇年 11月 9日 永年勤続表彰(20年) 横浜市教育委員会

昭和〇〇年 11月 11日 永年勤続表彰(30年) 横浜市教育委員会

昭和〇〇年 10月 1日 永年勤続表彰 神奈川県教育委員会等

その他 参考資料 横浜市退職小学校長会規約 細則抜粋

慶弔について

- 1) 会員が米寿・喜寿になった場合は、総会において祝意を表し、米寿の方には記念品を贈る。(記念品は米寿 5,000円程度)
- 2) 会員死亡の場合は、地区幹事が連絡調整を図り、弔辞を読み弔意を表すとともに弔慰金 10,000円を贈る。

平成 30 年度起～